

女子差別撤廃委員会(CEDAW)

63rd session (2016年2月15日－3月4日)

日本

日本軍慰安婦 1930年代～1945年

2016年1月

歴史の真実を伝える三者連合

〒105-0003 港区西新橋 2-13-13 新佐倉ビル 3F

TEL +81 3-3519-4366 FAX +81 3-3519-4367

Emails: H. Moteki moteki@sdh-fact.com

T. Haginoya howitzer@waltz.ocn.ne.jp

To: 女子差別撤廃委員会 (CEDAW)
From: 歴史の真実を伝える三者連合
Subject: Item 9, CEDAW/10/C/JPN/Q/7-8, CEDAW63 Session についてのコメント

貴要望のコメントにつき、下記に掲げる。

日本には推定無罪の権利がないのか？

2016 年 1 月 19 日

序－焦点.....	2
日本政府による調査.....	3
IWG 報告	4
韓国政府は証拠を提示していない.....	4
年季奉公の娼婦	5
日韓併合下朝鮮における拉致犯罪の取締り	8
陸軍省令 745 号.....	9
1996 年クマラスワミ報告に対する反論.....	10
結論	16
付属書	

序－焦点

日本の一般国民が朝鮮・東南アジアにおける慰安婦問題を最初に耳にした時期は 1990 年代の初めのことであり、特に 1993 年の河野談話、1996 年のクマラスワミ報告(E/CN.4/1996/53/Add.1)を通じてのことだった。それ以後、日本国民は絶えず「謝罪が十分ではない」という国際的な批判に晒されてきた。

アジア女性基金の設立のような日本政府による補償事業の努力により、オランダ - オーストラリアの人権活動家であるオルヘネ女史を除き、東南アジア地域の元慰安婦による「謝罪が十分ではない」という請求申し立ては止んできた。しかしながら、韓国の元慰安婦による声高な謝罪要求は相変わらず止むことはなく、どこまで行っても終わりが無いかのようである。

2007 年の同盟国アメリカによる下院決議 121 号は、日本国民にとって衝撃であった。同決議は、「日本政府は、1930 年代から第 2 次世界大戦の期間に至るまで、アジア諸国や太平洋の島々を植民にしたり戦時に占領した過程において、大日本帝国軍が強制的に若い女性たちを慰安婦といわれる性の奴隷にしたことを、事実として明確な態度で公式に認め、謝罪し、歴史的な責任を取らねばならない」としていた。後日、下院決議 121 号を推進したマイク・ホンダ議員は日本のテレビ番組に出演し、同決議の根拠は 1993 年の河野談話であると述べた。

2011 年からは、挺身隊対策協議会（以下、「挺対協」という）を始めとする韓国の運動家らが、「平和の記念像」を最初に在ソウル日本大使館前に、次に米国各地に建てるようになった。これらの像には、「1930 年代から 1945 年にかけて日本帝国軍のために拉致された 20 万人の婦女子を偲んで」という文言が、その石盤に固着した金属銘板に刻まれる形で伴っている。

我々は戦前戦中の出来事について無頓着であるために糾弾されているのか、それとも現今の事象は、群衆によるリンチに属することなのか？

一般公衆の懸念の高まりによって、1993 年の河野談話以降に何がおかしくなったのかという歴史の掘り起し作業が多数の研究者によって始まり、その結果、これら研究者は、強制連行というウソの訴えと性奴隷という作り話しによって故意に日本の名誉を傷つけている者たちがいるという結論に達した。

今や焦点は、1996 年のクマラスワミ報告、2007 年の米下院決議 121 号、韓国人による日本の国家及び国民に対する終ることなき名誉棄損行為によって不当に傷つけられている今を生きる日本人、そして我々の子供、そのまた子供、更には、それ以降の子孫の尊厳と人権に係る問題なのである。

日本政府による調査

強制連行に関する日本政府の正式の立場は、2014 年 2 月 20 日に山田宏衆議院議員と石原信雄元官房副長官との間で交わされた国会質疑に於いて詳しく説明されている。

この国会質疑を収録したビデオ(<https://www.youtube.com/watch?v=LE2P6U95AtI>)および議事録によれば、その要点は次のようなものである。

- 1992 年、盧泰愚大統領と宮沢首相との間の首脳会談の後、日本政府は慰安婦に関する関係書類を探すための広範な調査を行った。この調査は、厚生省、労働省、法務省、防衛省、警察庁を含めて、すべての関係各省庁を対象とするため、内閣による直接の監督のもとで行われた。
- 調査結果は 1992 年に第一回の報告が行われ、次に（米国立公文書館における調査結果を付け足して）1993 年に第二回目の報告が行われた。これら調査の結果は、発見された文書の中に、日本の軍／官憲（総称して「軍／官憲」という）が慰安所の設置および慰安婦の移送に携わったことを示す書類はあったが、直接に慰安婦を強制連行したことを示すものはなかった、というものであった。

2007 年、安倍政権は、「軍／官憲」が直接に慰安婦を強制連行したことを示す文書はなかった、という文言を、日本政府の公式見解として閣議決定した。

これ以後、この閣議決定に何らの変更も加えられていない。2016 年 1 月 18 日、安倍首相は国会質

疑に於いて日本政府はこの公式見解を維持していると言明した。日本政府は、日本の軍／官憲による強制連行は一度も認めたことはないことに留意されたい。

IWG 報告

他に注目される報告として、IWG 報告がある。アメリカ人ジャーナリストのマイケル・ヨン氏は、「慰安婦の犯罪性に関して 3 千万ドルを掛けた米政府調査が行われた。7 年間に渡り、何十人ものスタッフを動員し 3 千万ドルを費消してアメリカの公文書アーカイブを捜した挙句、何も見つからなかった。」と報告している。

動画ソース：<https://www.youtube.com/watch?v=jlyHZWvGL20>

文献ソース：<https://real7777.wordpress.com/war/comfort-women/michael-yon/>

70 人の慰安婦を殺害した（クマラスワミ報告第 21 項）というような犯罪行為が実際に起きたのであれば、戦後、トラック島で行われた軍事裁判の記録に残っているはずであり、米公文書アーカイブに保管されているはずである。（クマラスワミ報告第 51 項が云うように）フィリピン、台湾、マレーシアおよび他の東南アジア・インドシナ諸国に於いて慰安婦の強制連行が実際にあったならば、かかる犯行は記録され、米公文書アーカイブに保管されているはずである。（それが無いということは、「70 人の慰安婦を殺害」という話がでたらめであるという証左である。）

注：（ ）内の文章は英文にないが、捕捉した。

筆者は、ヤン・ルフ・オルヘネ女史が係わったオランダ領東インドに於けるスマラン事件のように稀なケースの存在を否定しない。これは軍人がインドネシアで犯した明らかな「戦争犯罪」であり、強制売春を禁じた軍令違反であったために、ジャカルタ占領していた日本陸軍第 16 軍は、住民の通報を受けて直ちに当該売春宿の閉鎖を命じている。戦後、東京で行われた B・C 級戦犯に対する軍事裁判に於いて、将校 7 名、経営者 4 名に対し将校 1 名の死刑を含む有罪判決が下っている。しかし、これは稀なケースであって、国の運営下にある慰安婦制度を性格付けるものでもないし、一般的現象として捉えるべきものでもない。

韓国政府は証拠を提示していない

1965 年の日韓協定の締結には、それに先立ち 14 年間の交渉期間を必要とした。交渉の初期、強固な反日大統領の李承晩は、35 年間に渡る（南北双方の朝鮮を含む）日本併合統治の代償として 8 項目の対日要求を提示していたが、この 8 項目には慰安婦問題は何ら含まれていなかった。李承晩の失脚ののち、今の朴槿恵大統領の父である朴正熙大統領が協定に署名したが、朴正熙大統領もまた、慰安婦について何ら言及することはなかったのである。

彼らは、20万人の婦女子の強制連行を見過ごしていたのだろうか。二人の韓国大統領およびその配下にある事務レベルスタッフの全員が、慰安婦問題を持ち出すことがなかった事実が、慰安婦の存在は求償の対象になるようなものではなかったことを明確に示している。慰安婦問題は1993年に脚光を浴び、それから20年以上が経過しているが、これほど大規模な婦女子の組織的強制連行を示す証拠は、今日に至るまで、ただの一つも提示されていないのである。

そればかりではない。それほど数多くの婦女子が強制的に連れて行かれたならば、彼女らの父親、兄弟、近所の住民、男友達らが激しく抵抗したであろう。拉致にあった婦女子の数の数倍の目撃者がいたはずである。しかしながら、目撃談を語る住民の記録、行方不明の子供についての警察への届出、日本軍に抵抗したことを述べる個人の日記など、確たる証拠のただの一つとして、韓国政府はこれまでに提示したことがない。クマラスワミ女史および韓国の誹謗中傷運動家らの目には、あたかも、日本の国家と国民には「推定無罪」の権利がないかのようなのである。

そもそも、慰安婦または慰安所の何がいけないのか。

本報告の筆者は、日本占領の初期に於いて23万人からなる米第8軍が上陸した横浜地区に住んでいる。将兵の大部分は性的な健康さが最も盛んな20代の若者からなり、わずか数日あるいは数週間の直前まで、フィリピンその他の東南アジアに於いて生死の境の運命に直面し、勝利の喜びのうちに戦闘の義務からようやく解放された者たちである。

そして何が起きたかは、容易に推察されることだろう。地元の史書には、路上でさらわれる少女、家々で強姦される女性、襲われる病院の看護婦寮、公然たる殺人など、米兵による多数の事件が記録されている。激昂した日本人による拳を交えての喧嘩騒ぎは相次ぎ、それらは占領軍に対する騒乱の火種になりかねなかった。

これら事件の報告に衝撃を受けたアメリカの将軍たちは、日本政府に対してRAA（特殊慰安施設協会）センターの開設を要求した。RAAセンターは、日本軍の慰安所と何ら変わりはない。貧しい女は稼ぎのために性を売りものにし、男は生死の境を潜り抜ける戦闘による強烈な緊張を解きほぐすために性を必要とした。ピーク時には5万人の日本人娼婦（「パンパン嬢」と呼ばれた）が、50万人の米軍人に性サービスを提供していたのである。

当時を知る老人たちがパンパン嬢に対して感謝の言葉を口にしていたことを、筆者は思い出す。彼女らは究極的には、勝利に酔う兵士らが犯す強姦の暴力行為から一般女性を救ったのである。社会主義の理想から軍慰安所を持たなかったソ連軍が、満州国およびドイツに侵攻する過程で犯した大量殺人・大量強姦のことは、よく知られている。

年季奉公の娼婦

何を置いても、まず、終戦までの間、日本と朝鮮の全土に渡って広く受容されていた身売り制度を理解することなしに、朝鮮の婦人がどのようにして日本占領地の慰安所に募集されていったかを知ることにはできない。

「身売り」という言葉は、「身」と「売る」の二つの漢字から成っているが、この二字が組み合わさると、「身体を売る」とは全く異なる意味を持つ。これは、サンフランシスコ州立大学の C. Sara Soh 教授が、その著書 *The Comfort Women* のなかで、いみじくも説明するように「年季奉公の娼婦」の意味になる。

===== 引用開始 =====

実際、元慰安婦らの証言からは、日本軍に奉仕させるため朝鮮人の男女が若い同胞の募集と慰安所の運営に積極的に協力してことが強くうかがわれる。1930 年代の日本統治下の朝鮮で貧しい家に生まれた教育のない若い女にとっては、人身売買の対象になることは、「ありきたりの不幸」として片づけられることでしかなかった。複雑な朝鮮社会の状況のもと、女性の窮状に対する一般的な無関心もあって、1937 年の日中戦争の開始とともに朝鮮の性風俗産業は再び隆盛の時を迎え、その開花期は 1940 年代に至るまで続いたのである。

1940 年代の初頭、戦争が苛烈になるに従って多くの性風俗業者は閉鎖を余儀なくされ、1943 年には、事実上、経営不可の状態になった。これに代って売春宿の経営者らが目をつけたのが、台湾および日本占領下にある東南アジアを含む海外での稼ぎである。Song Yon-ok が指摘するように、「国の運営下にある広範な移動ネットワークがなくては、朝鮮人慰安婦の動員は非常な困難が伴ったに違いない」のである。日本統治下の朝鮮に於いて、労働者階級の家庭は極貧のなか、未婚の娘らを 4～7 年の契約期間、400～500 ウォンで売り、仲介者の手数料、着物代、書類作成費、交通費、ポケットマネーなどの諸経費を引いた残りから両親が 60～70%を受け取った。(出典：C. Sarah Soh 著 “*The Comfort Women*” P.10, Chicago Press, 2008 年)。

===== 引用終了 =====

米国の初期の歴史において、一定期間の年季奉公で渡航費用を賄ったヨーロッパからの移民のように、年季奉公としての公娼制度では、売春宿の経営者が両親に対して、娘が 24～96 か月の間、娼婦として働くことの見返りに前借金を渡したのである。娘は売春宿の経営者に対して前借金とその利息を返さなくてはならないが、それに必要な奉公の期間を終えれば自由の身となり、家に帰ることができた。

1930 年の世界恐慌が、日本と朝鮮において年季奉公下の娼婦が広がるきっかけとなった（筆者の叔母のうち一人が、年季奉公下の娼婦となり、一家の経済的苦境を救っている）。

引用文の中にある「仲介者」は「女衒」とも呼ばれ、娘を身売りに出したい両親と、娘を買いたい売春宿の経営者との間で、積極的に仲立ちをした。

若い娘を強圧的に連れて行った、あるいは、甘言・欺瞞を弄して「高給を得られる仕事」に誘った

可能性のある女衞とその手下らの存在を見過ごしている慰安婦問題を扱った報告書は、しばしば見られるところである。女衞は、全て朝鮮人であったはずだ。なぜなら、見知らぬ土地で娘らの居住地を見つけ出し、このように大きな困難が伴う仲介業を行うに足る朝鮮語に堪能な日本人は、極めて少なかったはずだからである。

1991 年のソビエト連邦崩壊の後、NATO 軍基地周辺の売春窟で多くのロシア人娘が働いていたことを、誰しも知っているはずである。ある監禁部屋に警察が突入したケースでは、開放されたロシア女性が口々に、自分たちをヨーロッパに連れて来たロシアのマフィア組織が、喫茶店かレストランのウェイトレスをすると言って騙して連れて来たと言っていた。これは女衞による典型的な騙しの手口である。

付属書の図 1 は慰安婦を募集する新聞広告である。これらの新聞広告は、慰安婦の募集が公衆の面前で包み隠さずに行われ、何も異常なことではなかったことを示している。

左側の広告は、月収 3 百円以上、かつ前借金 3 千円まで可としている。これは少佐以上の階級の兵士が得られる給与である。二等兵が 7.5 円、大学卒の初任給が 20 円であった。

金学順女史は元慰安婦として最初に公の場に現れた人物であるが、東京で訴訟を起こすにあたり、「貧しさのため、母親に 40 円で妓生に売られた」と供述書に残している。文玉珠女史は、自伝「ビルマ盾師団の慰安婦だった私」（森川万智子取材、梨の木舎、1996 年）のなかで、軍事郵便貯金に 500 円を貯金することができた喜びを語り、「1,000 円あれば郷里の大邸で小さな家が一軒買える」と述べている(p76)。

これらのデータから、左側の広告は、三軒の家を買える分の前借金があり、10 か月の勤務で慰安婦は家に帰ることができると記載していることになる。これでどうして、慰安婦を性奴隷と呼ぶことができようか。高給の仕事であった。実際、文玉珠女史は一時帰国の際（注 1）、ラングーンの支那マーケットでダイヤモンドを買い、別の市場ではワニ皮のハンドバッグを買っている(p107)。サイゴンでは思い返し、ビルマの軍慰安所に立ち戻っている(p120)。

（注）英文では「母の葬儀に出席するために帰国」となっているが、これは執筆者の誤りであり、出典元に帰国の目的は記述されていない。

朝鮮では、ホステス・バー、売春宿と妓生館が潜在的に慰安婦の大きな供給市場を形成していた。慰安婦は実入りのよい仕事だったので、新聞広告を見たなかには、慰安婦に志願する者が多数あったはずである。

慰安婦問題を扱った報告書でしばしば見過ごされる、もう一つの側面は、強制連行なり、本人の意に反して、あるいは強制的に「性奴隷」にさせられた（または、それらに類する表現）ならば、それらは誰がやったのか？ということである。この行為者こそが、相応の責任を負うのである。

この行為者を見定めるうえで良い手がかりがある。ある韓国人著述家が、「日本人が知っておくべき慰安婦の真実」（小学館 2013 年）のなかで、次のように述べている。

===== 引用開始 =====

1988 年のソウルオリンピックの時期、韓国は好景気に沸いた。同時に深夜遊興施設が雨後の竹の子のように増え、売春婦の需要が激増した。当時韓国では、真っ昼間に街中で女性を拉致する事件が相次いだ。大きな社会問題に直面した当時の大統領、盧泰愚がテレビに登場して犯罪との戦争を宣言したほどだった。ところが、1990 年代も中ごろになると高所得を狙って自発的に売春業に身を染める家出少女が増加、それに伴って拉致問題は消滅していった。（pp.84-85）

===== 引用終了 =====

この韓国人著述家は、1940 年代の朝鮮の状況も、これと似た状況ではなかったかと想定する。筆者は、この想定に賛同すると同時に、読者に対し「20 万人の婦女子の強制連行」というお伽話を信じる畏に陥らないために、常識を働かせるようお願いしたい。

1930 年代から第二次大戦の終結まで、満州国は日本の巨大投資のために繁栄していた。また、第二次大戦は、夥しい数の日本人男子を占領地に動員した。朝鮮は貧困国であり、大多数の朝鮮人は貧乏であった。日本は当時であっても豊かな国であった。売春行為は 1956 年まで非合法化されていない。もしも強制連行があったのなら、その犯罪の実行者は朝鮮人のブローカーであったはずである。

日韓併合下朝鮮における拉致犯罪の取締り

付属書の図 2 から図 7 がはっきり示すように、日韓併合時代、朝鮮警察は拉致・誘拐の取締りに努力をしていた。図 2 では、少女が警察を信用し信頼を寄せていたため、警察署に駆け込んでいるのである。

拉致・誘拐の犯罪者は朝鮮人であり、朝鮮人の罪を日本の軍／官憲になすりつけているように見える。

下の表は、1938 年時点の日本統治下における朝鮮警察の人員総数である。この表によれば、朝鮮警察の下級者のうち約半数が朝鮮人で占められていたことが分かる。

	Koreans	Japanese
警視	9	62
警部	89	388
警部補	157	738
巡査	8,542	11,784

（出典：朝鮮総督府統計局, 1938）

1933 年道議会議員選挙の結果

付属書の図 8 は、大阪朝日新聞南鮮版 1933 年 5 月 11 日付の記事であり、朝鮮 13 道議会の選挙結果を示したものである。この記事によれば、朝鮮人が道議会議員の八割を超えている。（朝鮮人の名前は通常、漢字 3 文字からなっており、日本人の名前は通常、漢字 4～5 文字から成っている。）

このような政治体制のもとで、どうしてクマラスワミ報告第 61 項にあるように「日本帝国軍の性奴隷に供すため、日本人の官憲が 20 万人の朝鮮人婦女子を徴用」することができようか。

これら新聞記事および統計によって、朝鮮警察が地元民の安寧と治安の維持のため拉致・誘拐の取締りにあたっていたことは明らかであり、朝鮮警察は 20 万人の婦女子の強制連行の犯人ではなさそうである。そればかりではない。いかなる組織・団体といえども、このような朝鮮警察およびまたは地方自治体の監視の下で 20 万人の婦女子の強制連行などという行為ができるはずがないのである。

陸軍省令 745 号

付属書の図 9 は、1938 年 3 月 4 日付けで発出された陸軍省令であり、表題は「件名：軍慰安所従業婦等募集に関する件」となっている。この重要部分は後半にあり、翻訳すれば次のようになる。

「募集に任ずる者の人選適切を欠き、為に募集の方法、誘拐に類し警察当局の検挙取調を受くるものある等、注意を要するもの少なからざるに就きては、将来これらの募集等に当たりては派遣軍に於いて統制しこれに任ずる人物の選定を周到適切にし、その実施に当たりては関係地方の憲兵及び警察当局との連携を密にし、以て軍の威信保持上、ことに社会問題上遺漏なきよう配慮相成度、依命通牒す」(注)

(注) 英文はやや省略して訳したため、命令書の文章をそのまま記載した。

この命令書から、日本帝国の軍は、婦女子の誘拐は警察の捜査を招来し、ひいては軍の威信低下を招く恐れのある恥辱と考えていたことが察せられるだろう。事実、この軍命令書は婦女子の扱いに十分な注意を払い、不適切な募集業者を使わないことで社会問題の発生を防止するよう求めているのである。これらの事実から導き出される当然の帰結は、市中の警察も軍の憲兵も悪質な募集業者および／または女衒の取締りに努力を払っているのであって、日本の軍／官憲が、「社会問題」を間違いなく発生させる婦女子の奴隷狩りの犯行に手を染めていたとは到底考え難い、ということに他ならない。

日本の軍／官憲に対する根深い憎悪の念を示すことでよく知られている日本人研究者・吉見義明は、1992 年、日本の軍／官憲に対する名誉棄損を目論んで、この陸軍省令 745 号を「軍の関与」を示す証拠として利用した。

勿論、中国および東南アジアの占領地に於いて、日本軍は慰安所の設立に関与し、どこも戦地であるために、これら占領地との間の行き来の輸送を提供した。兵士の戦闘力を維持するための性病予防の必要があって医療ケアの提供も必要とした。（日本軍は、1918 年のシベリア出兵に端を発して慰安所を利用するようになった。この出兵で、兵士 7 万人のうち 1 万人が性病のため使い物にならなくなった経験から、日本軍は慰安所の必要性について考慮するようになったのである。）

警察官または地方公務員として雇われている、かように多くの朝鮮人の日々の監視のもとで、どうして日本の軍／官憲が、20 万人の婦女子の強制連行などという行為ができようか。また、もし人さらいなどということがあれば、彼女らの親兄弟や男友達からの激しい抵抗を招いたはずである。少なくとも多数の目撃談が警察署の書庫や個人の日記のなかに残されたはずである。しかしながら、韓国政府は、これまで、それら証拠の唯一つも提示したことがないのである。

朝鮮人の女衞が婦女子の誘拐をしたかもしれない。朝鮮人の募集業者や売春宿の経営者が「甘言または強圧」的手段に訴えたかもしれない。しかし、これらのことは、日本の軍／官憲とは何ら関係のないことである。

1996 年クマラスワミ報告に対する反論

クマラスワミ報告（以下、「ク報告」という）は 1996 年に公表され、それから既に 20 年近くが経っている。その後の期間に新たに多くの発見があったにもかかわらず、国連はいまだに、「ク報告」の正当性を維持しているようである。

2014 年 9 月 5 日、日本の菅義偉官房長官は、「我が国の基本的立場や取り組みを踏まえていないことは遺憾だ」という声明を行った。この声明は日本国民の広範な支持をもって受入れられており、日本の公衆は「ク報告」および国連そのものに対する嫌悪感を深めている。

よって我々は貴委員会に対し、「ク報告」が慰安婦問題に関する最新の発見事実を反映するよう、強く促すものである。

「ク報告」は、以下の欠陥を含んでいる（但しこれには限定されない）。

全体的に「ク報告」は、伝聞情報や一方的な偏見、幾つかは既に虚偽と証明されている疑わしい歴史的認定事項に基づいて日本の国家と国民を断罪している。また、特別報告者の発見事項や結論を裏付けるに足る十分な証拠が、ほぼ全体に渡って欠如している。

第 15 項

「ク報告」は次のように述べる。「これとの関連で、表向きは日本軍を助けるため工場で働いたり、その他の戦争関連の任務を遂行する女性を徴用するという目的で女子挺身隊が設立された。だが、これを口実に、多くの女性が騙されて軍の性奴隷として働かされることになり、挺身隊と売春との関連は、すぐに広く知られるようになった。」

[コメント]

工場における男子労働力の不足を補うための女子挺身隊は基本的に“Rosie the Riveter”であり、これと軍の駐屯地で働く売春婦とは、明確に区別されなければならない。この混用は、「挺身隊対策協議会」の名前がはっきり示すように、1990 年代の初め、韓国で始まった。

この団体は 1990 年に設立され、以来、挺身隊の徴用と慰安婦募集は同じカテゴリーに属することだというレトリックを使って日本の名誉を棄損するために積極的なプロパガンダを展開している。

単純に、特別報告者が上記で主張するような歴史的事実は存在しない。既述のとおり、日本政府は、1992 年に慰安婦に関連する公文書の徹底的調査を行っており、その結果を、まずは 1992 年に、次いで 1993 年に国会に提出している。調査結果として収集された 280 点の書類のうち、日本の軍／官憲による慰安婦の強制連行を示すものは、一つもなかったのである。

女子挺身隊は、1944 年 8 月、日本本土において設立された。該当する法律は、朝鮮において実施されることはなかった。ソウルとその近郊において、学校の教師が、その生徒に対して、本土に行って日本の戦争努力に協力するよう促したことが例外としてあったのみである（アイルランドが大英帝国の一部であったように、朝鮮は大日本帝国の一部であった）。動員された生徒の全氏名は、後刻の給与支払いのために職場の名前とともに記録されている。挺身隊として徴用された女子の総数は約 2,000 名である。

第二次大戦中、約二千万人の人口の朝鮮に、治安維持の目的で駐屯していた日本軍は、わずか 2 個師団に過ぎない。一方、日本は中国および太平洋に多方面の作戦領域を抱えていた。詐欺または強制力をもって 20 万人の婦女子を強制連行したならば、それは間違いなく朝鮮国内にレジスタンスという、もう一つの作戦領域を形成することと同じであって、少しでも当時の軍事的知識があれば、完全にバカバカしい話だと誰にでも分かることである。

実際、朝鮮の民衆は、1937 年の中国における戦争勃発以来、日本の戦争努力に熱心に協力していた。付属書の図 11 にある写真は 1941 年 1 月に撮影されたものである。20 万人の婦女子が引き摺り出されて性奴隷にされた、と言われている。では、なぜ朝鮮の民衆が、その実行者であるはずの日本帝国軍を、日の丸の旗を振り、天皇陛下万歳を叫んで祝っているのか、奇異に思われることであろう。

ソウル大学の安秉直教授は、1996 年のクマラスワミ報告に先立つ数年間、慰安婦について挺対協と共同研究をした人物であるが、2007 年 3 月、福井県立大学の島田陽一教授とソウルで会い、次のように語っている。

「関係者に依頼され、聞き取りも含め詳しく調査したことがあるが、私の知る限り、日本軍が女性を強制動員して慰安婦にしたなどという資料はない。貧しさからの身売りがいくらでもあった時代に、なぜ強制動員の必要があるのか。合理的に考えてもおかしい」（「現代コリア」2007年5月号）

また、ソウル大学の李栄薫教授は、その著「大韓民国の物語」（文芸春秋社、2009年）のなかで、「1990年代の初め、女子挺身隊と慰安婦を混同する小説が幾つか出版された。それ以後、韓国の人々は、小説の内容を歴史の事実と徐々に信じるようになっていった」（pp.121-130）と述べている。1990年代の初め、ソウルに駐在していた産経新聞の記者も、これと同じ観察をしている。

特別報告者は、かかる誹謗中傷をする場合には、組織的な詐欺行為について、伝聞情報や噂話などではなく、確実な証拠を示すべきである。

第28項

「さらにたくさんの女性を集めるために、軍に協力する民間業者や、日本に協力する朝鮮人警察官が村を訪れ、いい仕事があるといって少女たちを騙した。さもないと、1942年までは、朝鮮人警察官が村へやってきて女子挺身隊を募集した。」

[コメント]

既述のとおり、朝鮮警察は治安の責に任じ少女を保護していることを当時の新聞記事は伝えている。女子挺身隊の募集は、朝鮮においては実施されなかった。終戦間際になって日本国内では公布されたが、朝鮮では施行されず、従って募集もされなかったのである（注3）。朝鮮人の女衞が少女らを騙したかもしれないが、これは日本の軍／官憲には何の係りもないことである。

注3：英文では「終戦間際になって発布されたが朝鮮では募集はされていない」になっているが、事情を明らかにするため詳述した。この部分の事情は、「ほんとうは日韓併合が韓国を救った！」（松本国俊著 ワック株式会社）p158-159に詳しい。

第29項

「さらに、強制連行を行った一人である吉田清治は戦時中の体験を書いた中で、国家総動員法の一部である国民勤労報国会の下で、他の朝鮮人とともに1000人もの女性を慰安婦として連行した奴隷狩りに加わっていたことを告白している。」

[コメント]

吉田清治による奴隷狩りの話は虚偽であることが証明されている。特別報告者が歴史の事実として基礎を置き引用している「私の戦争犯罪」という本は、1983年に日本国内で出版された。翌年、韓国語版が出版されると、地元新聞「済州新聞」の記者である許栄善氏は、この話が「全くのでたらめ」であることを発見、1989年8月14日付の「済州新聞」で、これについての記事を書いた（図10を参照）。この記事の中で郷土史家の金奉玉氏は「1983年に日本語版が出てから、何年かの間追跡調査した結果、事実ではないことを発見した。この本は日本人の悪徳ぶりを示す軽薄な商魂の産物と思われる」と述べている。

多数の新聞記者・研究者の調査が後に続いた。そして、とうとう、1996年に吉田清治自身が、ある雑誌の編集者との会話のなかで、本を売るためのウソ話しであることを認めた。吉田清治の「奴隷狩り」について16回の記事を掲載した朝日新聞は、「ウソつき新聞」の罵声をよそに20年間の長きに渡ってこの事実を無視していたが、2014年8月5日、ついに、独自の調査に基づいて吉田の話が虚偽であったことを認めた。朝日新聞は公式の謝罪声明を行い、吉田清治の「奴隷狩り」に関連して過去に報道したすべての記事を撤回したのである。

第43項

「特別報告者はさらに、もう一つの性奴隷のごく一般的な徴集方法として、各派遣軍が業者を朝鮮半島に派遣して憲兵や警察の協力を得て、あるいはその支援の下で朝鮮人女性を軍性奴隷として集めさせたという情報も得た。こうした業者は、たいてい軍司令部が指名したが、師団、旅団または連隊が直接指名する場合もおそらくあったといわれる」

[コメント]

もしも、軍司令部、あるいは師団、旅団、連隊が直接に業者を指名したならば、かかる指名に関する書類が存在し入手可能でなければならないところ、日本政府によって、その一つも発見されていない。韓国政府または韓国のNGO／市民団体が、かかる任命書または認定書を業者から得て所持しているならば提示が可能であるはずだが、それもされていない。特別報告者の主張は、単に伝聞情報に基づいており、根拠のないものである。

加えて、特別報告者は「性奴隷」またはそれに類する言葉を、その用語の定義もせずに多用しているが、いかなる報告者も、このように情念を掻き立てる言葉を、十分な分析や合理的説明なしに使うべきではない。さもなければ、人々は報告者が報告文書を故意にプロパガンダの道具に使っているのではないかと不審に思うであろう。

特別報告者は1995年7月に日本を訪れた際、千葉大学の秦郁彦教授から送付された、ある書面を受け取っているはずである。その書面のタイトルは、米軍インド・ビルマ方面作戦部隊所属APO689の米国戦争情報局心理作戦班によって作成された「捕虜尋問報告49号」という。これは、1944年8月10日、ビルマ・ミートキーナ陥落の際に捕えた20名の朝鮮人慰安婦を尋問した結果を記載した報告書である。

同報告書は、「慰安婦は、単に軍人にサービスするため日本軍に付随する売春婦、またはプロの非戦闘追軍者以上のものではない」とした上で、更に、「彼女たちは、ビルマの他の場所との比較で、ほとんど贅沢な暮らしをした。このことは、彼女らの2年目の境遇に特にあてはまった。(中略)配給される食物・物資は多くはなかったが、欲しいものを買うためのお金を十分に持っていたので良い生活をしていた。兵士の故郷から送られた慰問袋からの多数の贈り物で足りないものを補うため。彼女らは服、靴、たばこ、および化粧品を購入することができた。ビルマにいる間、彼女らは将校および一般兵の双方と共にスポーツ大会に参加し、ピクニック、娯楽、および晩餐会に出席して楽しんだ。彼女らは蓄音機を所有し、町では買い物に行くことが許された」と記述している。

これを「奴隷」と呼べるだろうか。アメリカの奴隷には給与支払い日がなく、郵便貯金を貯めるお金も、贅沢品を買うお金もなかった。明らかに、特別報告者は自らの予断に都合のよい材料を取り上げる一方、自分の意見に合わない他の材料を検証することを避けている。これは客観的な文章作家や報告者がとるべき態度ではない。

第 61 (b)項

「政府と軍司令部が認知した上で、組織的かつ強制的な方法を用いて約 20 万人の朝鮮人女性を軍性奴隷として徴集しかつ日本帝国陸軍が利用するための慰安所を設立したことを（日本政府は）認めること」

[コメント]

特別報告者は、いかなる根拠で 20 万人という数字をはじき出しているのか？ この数字に根拠があるのか。特別報告者は、かかる誹謗中傷をするからには、その証明義務を負わなければならない。

第 69 項

「まず第一に、20 万人の朝鮮人女性を軍性奴隷として強制的に徴集したこと、彼女らに冷酷な性的暴行を加え、その後、大半の女性を殺したことは人類に対する犯罪とみなされるべきである」

[コメント]

このような大量殺人は、極東国際軍事裁判（「東京裁判」）および／または、中国および東南アジアの各地で開かれた B・C 級裁判のいずれにも提訴されていない。朝鮮戦争で韓国軍と共に戦ったマッカーサー将軍も、かような残虐行為に触れて発言したことはない。特別報告者は、かかる誹謗中傷をするからには、その証明義務を負わなければならない。

第 93 項

日本政府は 1994 年 8 月、「慰安所の設置、管理および慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した」ことを認めた。第二次大戦中に「慰安婦」を徴集し連行したことを認めたのである。また、軍関係者が、女性たちの意志に反して行われた徴集に直接関与したことも認めた。さらに、本件は、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であるとも言明した。

[コメント]

「ク報告」は「日本政府は、軍関係者が、徴集に直接関与したことを認めた」としている。そして、その根拠を、1993 年 8 月 4 日の官房長官談話としている。

これは事実ではない。日本政府は 1993 年の時点で、これを認めていないし、それ以降、これを認めたこともなく、現時点でも「軍関係者が慰安婦の徴集に関与した」とは認めていない。

1993 年の河野談話は慰安婦問題に終止符を打つため、日本政府と韓国政府との間の政治的妥協の産物として発出されたものである。

歴史に関する学術論争と政治的妥協とは別々のものであって、政治的妥協は必ずしも歴史的事実

を踏まえなくてもよいのである。

日本政府の公式立場は、安部内閣が 2007 年に閣議決定した「日本政府が全省庁にまたがって調査し、収集した書類のなかに、軍が直接に慰安婦の徴集に係ったことを示すものは発見されなかった」という文言である。日本政府は、現在もこの立場を維持している。このことは、2014 年 2 月 20 日の国会において、石原信雄前官房副長官と山田宏参議院議員との参考人招致の際の質疑によって確認できる。石原氏は、河野談話が出された際の事務方のトップであった。

(ビデオソース：<https://www.youtube.com/watch?v=LE2P6U95AtI>)

出典：G.Hicks 著「慰安婦：日本軍の性奴隷」

[コメント]

「ク報告」における「歴史事実の背景」の大部分は、誤謬を多く含む一冊の本に依拠している。他の出典、特に日本語または韓国語で書かれたものとの相互検証は不可欠であるところ、「ク報告」では、そのような努力が払われていない。明らかな瑕疵は、記述のとおり、吉田清治による濟州島の奴隷狩りの話しを、あたかも歴史上の事実であるかのように取り扱っていることである。

出典：元慰安婦の証言

[コメント]

ク報告は元慰安婦の証言を、その真偽について十分な検証をしないまま使っている。民事、刑事の裁判を問わず、偽証行為は珍しくないが、日本の国家と国民について議論するとき、推定無罪という基本的法理原則は無視されるようである。

「証言 強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち」(明石書店 1993 年)という本の前書きの部分で、ソウル大学の安秉直教授は、聞き取りを行った元慰安婦らのなかには意図的に事実を歪曲していると思われるケースがあったと吐露している。この本の編者は挺対協であり、特別報告者が 1995 年 7 月にソウルで会った韓国の活動団体である。したがって、特別報告者がソウルで得た元慰安婦の証言には、安秉直教授が聞き取りの際に経験したと考える事実の歪曲が全くなかったとは言い切れないのである。

特別報告者が聞き取りを行った元慰安婦の一覧のなかに、筆者は、イ・ヨンス女史の名を見つけた。家を後にするときの状況について、彼女は話すたびに異なる事情を述べることは、よく知られている。あるときには、友人の「プンスン」が家の外に現れ、彼女はそろりそろり忍び足で外に出た(2007 年 2 月 15 日付、米国議会公聴会の事前準備書面)とし、また別のときには、日本軍兵士がイ・ヨンス女史の首根っこを掴んで外に連れ出した(2007 年 2 月 22 日の Japan Times 紙)という具合である。同じ月に全く異なる証言をしているのである。

結論

日本政府が行った調査の結果、日本の軍／官憲による強制連行を示す証拠は何一つ発見されなかった。米国アーカイブを調査した IWG 報告でも、これは同様である。韓国政府も韓国の市民団体も、これまでに証拠を示したことがない。このことは、日本の国家と国民には、推定無罪の法理原則が適用されるべき権利があるということを意味する。

1996 年のクマラスワミ報告は、吉田清治の奴隷狩りという作り話を特別報告者が得た結論の基礎事実に使用するという欠陥を含み、また、歴史事実と矛盾することが既に証明されている G.Hicks の本からの引用を多数含んでいる。

同報告が、日本帝国陸軍が強制連行を行ったとする虚偽を広め、今日、我々日本国民の父母を不当に貶めている主要な原資料であることにかんがみ、我々連合会の構成メンバーは、国連人権委員が 1996 年のクマラスワミ報告について見直すか、または廃棄するよう要請するものである。

より詳細の事情については、下記サイトを参照されたい。

http://www.sdh-fact.com/CL02_1/39_S4.pdf

http://www.sdh-fact.com/CL02_1/84_S4.pdf

以上

この報告は、下記三団体を代表して、萩野谷敏明が作成した。

近現代史研究会

史実を世界に発信する会

なでしこアクション

連絡先：萩野谷敏明

Email: howitzer@waltz.ocn.ne.jp